

所沢市議会告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 4 項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 26 年 11 月 26 日

所沢市議会議長 浅野 美恵子



条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

- 1 日 時 平成 26 年 11 月 27 日（木） 午後 2 時
- 2 場 所 所沢市議会議場（所沢市庁舎低層棟 3 階）
- 3 事件名 議案第 144 号 防音校舎の除湿工事（冷房工事）の計画的な実施に関する住民投票条例制定について
- 4 人 数 請求代表者 5 人以内
- 5 意見を述べる時間 全体で 30 分以内
- 6 傍 聴 一般傍聴席は 74 席（別に車椅子用スペース 2 台分）。
先着順により傍聴証を交付します。